

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	51220001
事務事業名	次世代育成地域行動計画推進事業
予算書の事業名	次世代育成地域行動計画推進事業
事業期間	開始年度 平成16年度 終了年度 平成26年度 業務分類 5. ソフト事業
実施計画(H25～H27)への記載	無 実施計画(H26～H28)における区分 実施計画書に記載しない
実施方法	☐ 1. 指定管理者代行 ☐ 2. アウトソーシング ☐ 3. 負担金・補助金 ☒ 4. 市直営

部・課・係名等	コード1 02040100
部 名 等	民生部
課 名 等	こども課
係 名 等	子育て支援係
記入者氏名	初道 ゆかり
電話番号	0765-23-1006

政策体系上の位置付け	コード2 513009
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり
政策名	1 総合的な子育て支援対策の推進
施策名	3. 子育て環境づくりの推進
区分	なし
基本事業名	その他

予算科目	コード3 001030201
会計	一般会計
款	3. 民生費
項	2. 児童福祉費
目	1. 児童福祉総務費

◆事業概要（どのような事業か）		◆実施計画への記載予定事業内容		単位	上段・計画：下段・実績		計画					
「魚津市次世代育成支援行動計画（後期） みんなで育てるうおづっ子プラン」（平成22年度～26年度）の実施状況、進捗の点検と検証。		H26			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
		H27										
		H28										
対象	<この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など> 「魚津市次世代育成支援行動計画（後期） みんなで育てるうおづっ子プラン」		➡	対象指標	① 対象となる計画	件	1	1	1	1	0	0
					②							
					③							
手段	<平成24年度における事業見直しの有無> 見直し無		➡	活動指標	① 魚津市少子化対策推進協議会開催回数	回	1	1	2	3	0	0
	<平成24年度の活動及び見直し内容> 魚津市少子化対策推進協議会の開催（2/19）。魚津市少子化対策推進庁内会議の開催。計画の進捗状況を確認し検証する。				②							
	<平成25年度の主な活動内容> 魚津市少子化対策推進協議会の開催。魚津市少子化対策推進庁内会議の開催。計画の進捗状況を確認し検証する。子ども・子育て推進事業計画策定、ニーズ調査にかかる協議。				③							
意図	<この事務事業によって、対象をどのように変えるのか> 計画の検証を行うことで、計画が総合的、効果的に実施されるようになる。		➡	成果指標	① 計画進捗率	%	0	0	0	0	0	0
					②							
					③							
その結果	<施策の目指すがた> 働きながらも子育てができ、親子が充実した生活をしています。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入 計画項目が多岐であり、それぞれ進捗状況も違うことから全体としての進捗状況を示すことは困難である。									
◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯 少子化の進行が社会経済全体に極めて深刻な影響を与え、少子化の流れを抑えるため、子育てと仕事の両立、地域における子育て支援を推進する「次世代育成支援対策推進法」を平成15年7月に国が制定した。そのなかで地方自治体は、「行動計画」を策定するものとした。				費 目		実績		計画				
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
財源内訳			財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	65	0	0	0	0	
				(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0	0	
				(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0	0	
				(4)一般財源	(千円)	45	0	135	250	0	0	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 「次世代育成支援対策推進法」が平成27年3月31日で失効。平成26年度で計画の終了。同計画の後続計画と位置づける「子ども・子育て支援法」（平成24年法律65）に定める「子ども・子育て推進事業計画」を策定、平成27年度からの実施。				予算(決算)額(①～④の合計)		(千円)	45	65	135	250	0	0
支出内訳			支出内訳	(1)需用費	(千円)	5	22	25	50	0	0	
				(2)委託料	(千円)	0	43	0	0	0	0	
				(3)工事請負費	(千円)	0	0	0	0	0	0	
				(4)負担金補助及び交付金	(千円)	0	0	0	0	0	0	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 少子化対策推進協議会委員の意見 少子化の大きな原因は、結婚していない人が多いこと。子育て支援策も必要だが、その入り口となる結婚する人を増やすことが大切なのではないか。				(5)その他		(千円)	40	0	115	200	0	0
◆県内他市の実施状況				A. 予算(決算)額(①～⑤の合計)		(千円)	45	65	140	250	0	0
●把握している ○把握していない		➡	◆把握している内容又は把握していない理由の記入欄 全市で策定している。		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	0	0
◆市民と行政の協働状況		➡	◆選択した協働状況の内容又は理由の記入欄 公募市民委員の参加。		②事務事業の年間所要時間	(時間)	300	300	300	400	0	0
●協働している ○協働可能だが未実施 ○協働になじまない			B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	1,301	1,320	1,320	1,760	0	0		
			事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	1,346	1,385	1,460	2,010	0	0		
			(参考) 人件費単価	(円@時間)	4,336	4,399	4,400	4,400	4,400	4,400		

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明	子育て環境の充実には必要な計画である。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	次世代育成支援対策推進法 (平成17年法律第120号) 第8条 (市町村行動計画)	事務の区分	自治事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
なし	説明	成果実績	中位
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事業はない。(計画の進捗状況管理が目的であり、他事業の連携のもととなる基本事業である。)	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	協議会開催のための経費であり、削減の余地なし。	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	最小限の人件費である。	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
なし	説明	受益者負担にそぐわない。	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
対象外	説明	他市においても策定している。	

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止			年度
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	進捗状況の管理、検証。計画の最終年度。 コストの方向性 維持
	中・長期的 (～5年間)	平成27年度はなし。子ども・子育て推進計画へ引き継ぎ。 成果の方向性 維持

★一次評価 (課長総括評価)	
法令で義務付けられた事業計画であり、子育て施策の基本と言えるもので、必要性は高いと思われる。	二次評価の要否
	不要
★二次評価 (経営戦略会議・部会)	